

入札説明書

この入札説明書は、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

公立大学法人公立鳥取環境大学施設総合管理業務

(2) 業務の仕様

仕様書による

(3) 業務期間

ア 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

イ 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 業務の場所

鳥取市若葉台北一丁目 公立大学法人公立鳥取環境大学

鳥取市若葉台北二丁目 公立鳥取環境大学役員住宅

鳥取市若葉台南四丁目 公立鳥取環境大学職員住宅

2 入札参加資格

本入札に参加できる者は、単独企業又は共同事業体とし、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 公立大学法人公立鳥取環境大学会計規則第29条第2項に規定する競争に加わろうとする者に必要な資格は、鳥取県の競争入札参加資格を有し、その業種区分が役務の提供の建物等の保守管理に登録されている者で、令和3年4月1日以降に国又は地方公共団体若しくは大学の施設を管理する者が発注した5,000m²以上の施設管理業務を12月以上継続して履行した実績がある者であること。

イ 公立大学法人公立鳥取環境大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第3条の規定に該当しない者であること。

ウ この公告の日から入札日（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県、鳥取市、国及びその他の地方公共団体から競争入札に係る指名停止措置を受けていない者であること。

エ この公告の日から入札日（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 事業者又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者でないこと。

カ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が（1）のイからオまでの全てに該当すること。

イ 鳥取県の競争入札参加資格の業種区分が役務の提供の建物等の保守管理に構成員の1以上の

者が登録されていること。

ウ 構成員の1以上の者が、令和3年4月1日以降に国又は地方公共団体若しくは大学の施設を管理する者が発注した5,000m²以上の施設管理業務を12月以上継続して履行した実績がある者であること。

エ 構成員の1以上の者が、県内事業所を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

オ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

カ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

キ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと。

ク 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の住所及び名称

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務途中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 解散後の契約不適合責任

(サ) その他必要な事項

3 入札手続等

(1) 問合せ先

〒689-1111 鳥取市若葉台北一丁目1番1号

公立大学法人公立鳥取環境大学事務局総務課施設担当

電話 0857-38-6701

ファクシミリ 0857-38-6717

電子メール chotatsu@kankyo-u.ac.jp

(2) 業務の仕様に関する問合せ先

(1) と同じ。

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和8年1月13日（火）から同年2月5日（木）までの間にインターネットのホームページ (<http://www.kankyo-u.ac.jp>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年1月13日（火）から同年2月5日（木）までの日（日曜日、土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) と同じ。

(4) 郵便等による入札

特定記録郵便、簡易書留郵便、一般書留郵便、レターパックプラス（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場

所に送付すること。なお、持参は認めない。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月6日（金）午前10時00分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、令和8年2月5日（木）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市若葉台北一丁目1番1号 公立鳥取環境大学本部講義棟2階総務課

ウ 入札執行の立会

認めない

4 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メール、ファクシミリ又は郵送（普通郵便可）により3の（1）の場所に令和8年1月20日（火）正午までに提出することとし、原則として、訪問又は電話による質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

（1）の質問に対する回答については、令和8年1月22日（木）までに、インターネットのホームページ（<http://www.kankyo-u.ac.jp>）によりまとめて閲覧に供する。

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、(2)の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を作成の上、3の（1）の場所に令和8年1月28日（水）正午までに電子メール、ファクシミリ、郵送（普通郵便可）又は持参の方法により提出しなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 事前提出資料は次のとおりとし、提出部数は1部とする。

ア 入札参加資格確認書（様式第1-1号又は様式第1-2号）

イ 鳥取県の競争入札参加資格通知書等の写し

ウ 入札保証金免除申請書（様式第1-3号）

エ 2の（1）のア又は2の（2）のウの実績がわかるものの写し（契約書等）

オ 共同企業体である場合、共同企業体結成に係る協定書の写し

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 事前提出資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出された事前提出資料は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

(6) 提出期限以降における事前提出資料の差し替え及び再提出は認めない。

6 入札の資格審査について

5の（1）により提出のあった書類に対する入札参加資格の適合の可否、入札保証金の免除の可否については、令和8年1月30日（金）までに電子メールで通知するものとする。

7 入札条件

(1) 入札は、郵送入札による。

(2) 入札書（様式第4-1号又は様式第4-2号）は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記するとともに本件調達案件の名称を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (3) 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約申込金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- (4) 入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）を契約申込金額とする。
- (5) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 入札者は、会計規則、契約事務取扱規程、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (7) 入札後、本件公告、仕様書及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (8) 入札者は、入札書の記載内容についてまっ消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることはできない。
- (9) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を郵送すること。
 - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届を提出すること。
- (10) 代理人をして入札させようとするときは、入札を行うまでに委任状（様式第3号）を3の(1)の場所に提出しなければならない。
- (11) 委任状及び入札書のあて名は、公立大学法人公立鳥取環境大学 理事長 小林 朋道 とする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

開札日に有効な入札参加資格を有している者が入札保証金免除申請書（様式第1－3号）提出することにより免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、契約事務取扱規程第40条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお、契約事務取扱規程第41条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

9 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者（3の(4)の場合を除く。）のした入札
- (3) 委任状のない代理人の入札
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の入札者の代理をした者のした入札
- (5) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (6) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (7) 記名押印のない入札書による入札
- (8) 金額数字の不鮮明な入札
- (9) 本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

10 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

11 落札者の決定方法

この公告に示した業務を完遂できると判断した入札参加者であって、契約事務取扱規程第5条

の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

ただし、入札価格が契約事務取扱規程第17条に基づいて作成された低入札価格調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者があった場合、当該価格により、その者が当該契約の内容に適合した履行をしないおそれがないか審査するものとする。その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

12 低入札価格調査基準価格

適用する

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無

無

15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめがあることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び事前確認資料の内容について後日事実と反するが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除することは、受注者は違約金として入札見積金額の100分の10に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うもので
あると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

- ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
 - イ 受注者は、再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合は、アの再委託の
承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
- (6) 落札者は、入札価格の積算の根拠となる委託費内訳書を契約までに提出すること。